

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物認可付  
日刊（行政機關の休日休刊）  
付録資料版（毎週水曜）

官報

大蔵省印刷局発行

〔告  
示〕

〔国会事項〕

- 大蔵省印局

官報

目 次

〔政 令〕

  - 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（四四七）
  - 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（四四八）
  - 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法施行令の一部を改正する政令（四四九）
  - 資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令の一部を改正する政令（四五〇）
  - 中小漁業融資保証法施行令の一部を改正する政令（四五一）
  - 農林漁業信用基金法施行令の一部を改正する政令（四五二）
  - 農業信用保証保険法施行令の一部を改正する政令（四五三）
  - 日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例に関する政令（四五四）
  - 國債の発行等に関する省令第四条第三項の規定に基づき発行する利付国債の発行条件等を告示（大蔵二八二）
  - 國債の発行等に関する省令第六条第一項の規定に基づき発行する利付国債の発行条件等を告示（同二八三～二八五）
  - 農業災害補償法第百五十条の三の二第一項の規定に基づき主務大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域を定める件の一部を改正する件（農林水産一二七二）
  - 農作物基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件（同一二七三）
  - 軽自動車検査協会事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日にについての届出があつた件（運輸二三三四）
  - 郵便局に関する件（郵政六三五）
  - 高速自動車国道に関する件（建設一九八四、一九八五）
  - 都市計画に関する件（同一九八六～一九八八）
  - 市町の境界変更の件（自治二三三、二三四）
  - 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件（同二三五）
  - 平成十年七月十二日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件（中央選舉管理会二三一）

内閣 中央省庁等改革推進本部 総理  
府 大蔵省 郵政省 最高裁判所 岩  
手県 山形県 栃木県 広島県 山口  
県 川崎市 福岡市

本号で公布された  
法令のあらす

◇地方自治法第二百五十二条の二十一第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第四四七号）（自衛省）

平成一三年四月一日から横須賀市を地方自治法第二五二条の二十一第一項の中核市として指定することとした。

この政令は、平成一三年四月一日から施行することとした。

- 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法施行令の一部を改正する政令（四四九）
- 資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令の一部を改正する政令（四五〇）
- 中小漁業融資保証法施行令の一部を改正する政令（四五一）
- 農林漁業信用基金法施行令の一部を改正する政令（四五二）
- 農業信用保証保険法施行令の一部を改正する政令（四五三）
- 日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例に関する政令（四五四）

六 五 三

- 農作物基準共通掛金率等を定める件の一部を改正する件（同一二二七三）
- 軽自動車検査協会事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日にについての届出があつた件（運輸三三四）
- 郵便局に関する件（郵政六三五）
- 高速自動車国道に関する件（建設一九八四、一九八五）
- 都市計画に関する件（同一九八六、一九八八）
- 市町の境界変更の件（同二二三三、二三四）  
（自治二二三三、二三四）
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件（同二二三五）
- 平成十年七月十二日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における名簿充による当選人の住所及び氏名に関する件（中央選舉管理会二二一）

特定非営利活動促進法第十条第一項、財団、証書無効関係  
裁判所  
押収物還付、相続、公示催告、失踪、  
除権判決、破産、免責、和議、特別清算、会社整理、再生関係  
特殊法人等  
厚生年金基金解散・清算人就任、土地家屋調査士名簿登録等関係  
地方公共団体  
行旅死亡人関係  
会社その他  
会社決算公告

費用の一部を負担しない施設を定めることとした。

二 社会福祉法施行令の一部改正関係（第四条関係）

社会福祉事業の対象者の最低人員の特例が適用される事業を定めることとした。

三 知的障害者福祉法施行令の一部改正関係（第五条関係）

市町村が支弁する知的障害者援護施設の設置に係る費用のうち、都道府県及び国がその費用の一部を負担しない施設を定めることとした。

四 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正関係（第六条関係）

被共済期間を合算する場合の退職理由を定めることとした。

1 申出施設等に係る掛金の額について、単位掛金額に三を乗じて得た額に当該共済契約者が使用する申出施設等職員の数を乗じて得た額とした。

2 単位掛け金額の算出方法について、退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に基づいて算出した額を基準として、厚生労働大臣が定めることとした。

4 補助金算定対象額について、当該事業年度

2 約定期間満了前に払戻しを行つた資金運用部

◇日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイル

政  
令

五 社会福祉施設職員等退職手当共済法の退職手当に社会福祉施設等職員の数を被共済職員の数で除して得た数を乗じて得た額とした。

ていた期間が五年以上のものにつき年一・〇〇  
パーセントから年一・一〇パーセントに引き上  
げる等の改正を行うこととした。(第二条関係)  
この政令は、公布の日から施行することとし  
た。

一 係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例に関する政令（政令第四五四号）（厚生省）

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

六 施行期日等  
1 一から五までに掲げる事項のほか、厚生省令  
規定により同法第一条の規定による改正前の  
社会福祉施設職員等退職手当共済法第八条、第九条及び第一〇条の規定の例により退職手当金の額を計算する場合の算出方法を定めることとした。

2 令について所要の規定の整備等を行うこととした。  
この政令は、平成一三年四月一日から施行することとした。ただし、第二条、第四条、第五条、第一条及び第一二条並びに附則第二条から第四条まで及び附則第六条の規定は、平成一二年一二月一日から施行することとした。

◇石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化  
対策特別会計法施行令の一部を改正する政令  
(政令第44号(昭和34年))

（政令第四四九号）  
1 石炭対策として、産炭地域における新たな産業を創出する事業の円滑な実施を図るために設置される基金に対して道県が行う拠出に要する費用に係る補助金等の追加を行うこととした。  
2 石油及びエネルギー需給構造高度化対策として、石油代替エネルギーを利用する設備の設置を促進するための情報の収集及び提供に要する費用に係る補助金の追加を行うこととした。  
3 この政令は、公布の日から施行することとし  
た。

◇資金運用部預託金に付する利子の利率を定める  
政令の一部を改正する政令（政令第四五〇号）  
(大蔵省)

△農業信用保険法施行令の一部を改正する政令（政令第四五三号）（農林水産省）  
家畜排せつ物の処理の高度化を図るために必要な資金を農業信用保険の低位な保険料率の適用を受ける特定資金に加えることとした。  
この政令は、公布の日から施行することとし  
た。

の対象となる者として、五年を超えないとい見  
込まれる期間連合王国の領域内で就労するた  
めに引き続き連合王国に滞在する者であつて、  
滞在を開始した日から起算して五年を経  
過していないもの等を定めることとした。(第  
一一条) 第一三条関係)  
この政令は、法の施行の日から施行すること  
とした。

**第四条** 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。  
第十条中「横須賀市」を削る。  
(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正)

◇中小漁業融資保証法施行令の一部を改正する政令（政令第四五一号）（農林水産省）

1 保証保険の保険料率について、保険期間の区分を廃止し、中小漁業者等の区分に応じた設定を行うこととした。（第六条関係）

2 漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴いその漁業經營に影響を受ける漁業者等がその債務の整理を行うのに必要な資金として農林水産大臣及び大蔵大臣が指定するものに係る保険関係であつて、平成一四年三月三一日までに成立しているものに係る保証保険の保険料率は、1の保険料率にかかわらず、改正前のことおりとした。（附則第七項関係）

3 この政令は、平成一二年一一月一日から施行することとした。

より国民年金の被保険者としないこととされる者として、五年を超えないこと見込まれる期間日本国の領域内で就労するために引き続き日本国に滞在する者であつて、滞在を開始した日から起算して五年を経過していないもの等を定めることとした。(第一条及び第二条関係)

二 厚生年金保険法関係

1 法の規定により厚生年金保険の被保険者としないこととされる者として、五年を超えないこと見込まれる期間日本国の領域内で就労するため引き続き日本国に滞在する者であつて、滞在を開始した日から起算して五年を経過していないもの等を定めることとした。(第五条及び第六条関係)

**政令第四百四十七号**

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項  
の中核市に指定する政令の一部を改正  
する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十一年法律第六十  
七号）第二百五十二条の二十二第一項の規定に基  
づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中  
核市の指定に関する政令（平成七年政令第四百八  
号）の一部を次のように改正する。

「松山市」を「松山市 横須賀市」に改める。

（施行期日）  
**附 則**

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施  
行する。

◇農林漁業信用基金法施行令の一部を改正する政  
令（政令第四五二号）（農林水産省）  
農林漁業信用基金が行う債務の保証の対象と

2 法の規定により厚生年金保険の被保険者としないこととされる者として、日本国領域及び連合王国の領域内において同時に就労する者であつて、連合王国の領域内に住所を有す

**(地域保健法施行令の一部改正)**

して造林又は育林に必要な資金を追加することとした。(第一条第一号関係)  
2 この政令は、公布の日から施行することとし  
た。

するもの等を定めることとした。(第七条及び第八条関係)

**第三条** 大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令三百一十九号)の一部を次のように改正する。

◇農業信用保証保険法施行令の一部を改正する政令（政令第四五三号）（農林水産省）

一家畜排せつ物の処理の高度化を図るために必要な資金を農業信用保険の低位な保険料率の適用を受ける特定資金に加えることとした。

この政令は、公布の日から施行することとし

法の規定により厚生年金保険の加入の特例の対象となる者として、五年を超えないと見込まれる期間連合王国の領域内で就労するために引き続き連合王国に滞在する者であつて、滞在を開始した日から起算して五年を経過していないもの等を定めることとした。(第一條～第三条関係)

この政令は、法の施行の日から施行することとした。

**第十三条** 第一項中、「横須賀市」を削る。  
**第四条** 水質汚濁防止法施行令の一部改正)  
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政  
令第百八十八号)の一部を次のように改正する。  
**第十一条** 中「横須賀市」を削る。  
(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正)  
**第五条** 特定工場における公害防止組織の整備に  
関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百六

御名御璽

